

第 64 回 道州制特区提案検討委員会

日 時： 平成 26 年 8 月 8 日（金） 9：56～12：00

場 所： 道庁本庁舎 7 階 共用 A 会議室

出席者：

（委 員） 河西会長、菊池副会長、太田委員、岡田委員、佐藤委員

（関係部） 環境生活部環境局生物多様性保全課 小林主幹

環境生活部環境局エゾシカ対策課 大野主幹

農政部農業経営局農地調整課 高橋主幹

（事務局） 総合政策部地域主権局 渡辺局長、渡辺参事 他

（事務局）

第 64 回道州制特別区域提案検討委員会を開催いたします。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

7 月 10 日に河西会長から第 6 回目の答申をいただきまして、その答申について 7 月 4 日に道議会で全会一致で議決いただきました。7 月 10 日に内閣官房に提出をしてきたということです。この間の動き等の詳細につきましては、後程ご報告いたしますけれども、会長をはじめ委員の皆様には、まずもってお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、会長、議事の進行についてよろしく願いいたします。

（河西会長）

皆さん、こんにちは。

本日の議事のおおまかな流れです。第 6 回提案の答申後の経過について事務局からご報告をいただいた後、平成 24 年度に寄せられた道民アイデアの内、第 60 回の委員会と前回の委員会で継続審議となった三項目と、新たに二項目の第 1 次整理を行ってまいりたいと考えています。

その後、第 7 回答申に向けた道庁内における検討項目の検討状況と前回の委員会で報告された地方分権に関わって国の新しい制度である提案募集方式での北海道での提案について事務局から説明をいただくこととなっております。

まず、本日の議事に入る前に前回委員会の審議結果について簡単に確認しておきたいと思えます。参考として、お手元の席上配付資料をご覧ください。

議事 1、平成 24 年度道民アイデアの第 1 次整理を行いました。

エゾシカ関係が継続審議となっております。委員の皆様からご意見、ご質問をいただいたところ、1 次整理の方向でも仕方がないのではないか。ただ、なぜ、わな猟が少ないのか

など、質問が出されて、それに事務局からお答えいただいた後、また検討して最終的に決めようということになったので、継続審議となっております。

No.418「地域の実情に即した水産動植物保護のための捕獲規制」、No.422「公的機関によるRMT（リアルマネートレード）運営特区」について、いずれも1次整理ということで一旦検討を終了することとしました。

「水産動植物保護のための捕獲規制」に関しては、現行の法制度の中で、道が、ある種主体的にやっていくことが可能であるということで、現行法内で対応可能ということで1次整理になりました。「公的機関によるRMTの運営」に関しましては、自治体がこういうものを主体的にやるのはどうかというような問題もあって、道州制特区の提案には馴染まないというような結論で1次整理になりました。

また、地方分権改革に関する提案募集方式の概要と第7回提案に向けた検討項目について事務局から説明を受けました。

前回委員会の審議結果の概要については以上であります。よろしいでしょうか。それでは、議事1ということで第6回提案の答申後の経過等について報告をお願いいたします。

（事務局）

それでは、第6回の提案の答申後の経過についてご説明させていただきます。

資料は、2-1から2-4に基づいてご報告させていただきます。

委員会から道への答申については、これまでも説明にあったとおりでございます。

道の行政基本条例に基づくパブリックコメントと道州制特区法に基づく市町村への意見照会についてでございます。

こちらについては、資料2-1の二つ目の○印にあるとおり、4月11日から5月12日にかけて実施したところでございます。前回の提案検討委員会の時点では、まだ内容の整理と道の対応は固まっていなかったことからご報告できませんでしたが、その後、道の考え方等が決定し、ホームページ等でも公表しておりますのでご報告させていただきます。

まず、市町村からの意見でございます。資料2-2をご覧くださいと思います。

こちらに関しては、石狩市と釧路市から各1件ずつの意見の提出があったところです。いただいたご意見は、「第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」についてです。

石狩市からは、賛同のご意見があったのですが、釧路市からは、第2種旅行者の利点はどうなるのか。また、第3種旅行者との競争が激しくなると考えられるとの意見がありました。

それに対しまして右側にありますとおり、意見に対する道の考え方としては、観光圏の区域内に営業所を有する第2種旅行者に対するアンケート調査などを踏まえ、第2種旅行者に与える影響に配慮し、第3種旅行者の実施区域は観光圏の区域までの拡大を想定しているところということでお答えをさせていただいております。

続いて資料 2-3 をご覧いただきたいと思います。

こちらは、パブリックコメントの意見と道の考え方を記載しております。パブリックコメントには、項目としては、栄養士及び管理栄養士の養成施設の指定・監督権限の移譲について個人から 3 件のご意見が寄せられております。

主なものだけご説明させていただきます。

具体的な内容としては、一点目は、全国一律の指定基準に基づく指定、指導・監督が行われるべきといったご意見。

二つ目といたしましては、大学である養成施設は、文部科学省と道の双方から指定・監督を受けることになるといったご指摘。

三つ目は、国の責任のもとで管理栄養士等の配置促進や養成を行うべきといったご意見が寄せられたところがございます。

この意見に対しまして表の右側にあるのですが、意見に対する道の考え方としては、主にアンダーラインを引いておりますけれども、本提案が実現した場合であっても全国一律の指定基準等に基づいて道が指定・監督を行うものであること。

二つ目に対しましては、文部科学省の共管となっている事項も併せて道への移譲を求めること。

三つ目といたしましては、管理栄養士の養成や配置に関する基本的な政策につきましては、引き続き国が担うものでありまして、道としては、その国の政策と連携を取りながら進めていくという内容でお答えしているところであります。

このパブリックコメント、市町村意見照会に対する意見と道の考え方につきましては、6 月 16 日から道のホームページに掲載しているところであります。

資料 2-1 に戻っていただきまして、その後の経過でございます。

6 月 12 日に知事を本部長とする道州制推進本部員会議を開催しまして、国への第 6 回提案を道議会に提案する旨を機関として決定しております。知事からは、「道庁が一丸となって提案実現のために取り組んでもらいたい」といった発言があったところです。

その後、6 月 17 日に開会しました第 2 回定例道議会に議案を提出し、最終日の 7 月 4 日に全会一致で議決をいただいたところであります。

その後、7 月 10 日には、道州制担当の高井副知事から末宗内閣審議官に提案を手交したところでございます。

副知事からは、いずれも道民の思いのこもった提案であることから、その実現に向けてよろしく願うということをお願いしております。

提出した変更提案、7 月 10 日付けの文書を参考に資料 2-4 としてお付けしております。

これは、検討委員会の中では、方向性、提案内容につきましてポンチ絵でご確認をいただいておりますけれども、その内容を文字として整理したものということで捉えていただきたいと思います。

内容は、これまでの委員会審議を踏まえたものでありますが、一点ポンチ絵と関係ない

部分で言いますと、直接的には関連しないのですが、3項目に共通して財源措置について触れております。例えば、3ページの下、「また」以下、特定広域団体が事務をする場合には、当該事務に要する経費に充てるため、当該事務に要する費用について交付金を措置するよう求めています。

これにつきましては、今の部分は第3種旅行業の部分なのですが、建築基準法に係わる部分、栄養士関係に係わる部分についても同じく移譲に伴う事務に要する費用について交付金の措置を求めています。

その後、項目といたしましては、関係省庁との協議をはじめております。7月10日に提出してすぐ内閣官房から関係省庁に意見等を照会しておりまして、既に関係省庁から意見なり、反対に道に対する照会等がきております。今、内容につきまして鋭意やり取りをしているところでございます。

今後、しばらく詳細につきまして関係省庁とのやり取りが続くものと考えておりますが、おおまかな今後のスケジュールにつきまして言いますと、第5回までの提案と同様であれば、来年2月頃には、内閣総理大臣を本部長とする道州制推進本部が開催され、国としての対応が決まるものと見込まれております。

その後、国の対応を受け、道としても道の特区計画の変更、こういった流れになるものと考えております。

以上が答申以降の主な動きでございます。今後とも節目節目で状況報告をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からのご説明に関しましてご質問・ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

私から一点伺ってよろしいでしょうか。

7月に北海道議会で議決をされたということなのですが、議決に当たって議員の先生方から質問が出たり、事前に何かレクチャーしたときに、こうはどうか、こうしたらどうかというようなご意見はいただいていますか。

(事務局)

答申を4月にいただいて、5月14日に委員会報告をしております。その際には、具体的の中身について質問がございました。

例えば、第3種旅行業に関して言いますと、具体的にどういった効果があるのか。建築基準法に関していうと、今まで道総研ではどれだけの評価実績があるのかといったことの質問がありました。それについては、道議会の委員会の中で答えております。

それと、今回、議決に当たりましては再度、各道議会の委員の方にも回っておりますけれども、概ね、よい提案ではないか。特に、第3種旅行業者の拠点実施区域の拡大につき

ましては、北海道の観光とも結びつくもので、非常に理にあったものではないかというご意見。建築基準法につきましても、住民の方の利便性が高まるといったご意見をいただいております。

栄養士に関しては、国の第4次一括法の関係がございますから、かなりハードルが高いのではないかと。ですが、道としての分権という考え方からは、非常によい提案ではないかというご意見をいただいております。

(河西会長)

では、ただ今の説目に関しては、ご了承いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、平成24年度の道民アイデアの内、これまで委員会で継続審議となった項目について審議を進めていきたいと思っております。

本日の第1次整理の進め方としては、これまでと同様に一項目ずつ審議を進め、その都度分野別の審議に行くか、もしくは一旦検討を終了するか、もしくは継続審議にするかということを決めて、そして次の項目に逐次的に移っていくという形で行っていきたくと思っております。

それでは、事務局から継続検討項目の一つ目、「農業委員会の共同設置を可能とする特例措置」について説明をお願いいたします。

(事務局)

お手元の資料3-1、参考資料1-1を用意いただきたいと思っております。

二つの資料につきましては、第60回、2月のときと全く同じものを用意しております。当時、審議いただいた際の内容を、改めてポイントを絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料3-1で、今回のアイデアの概要からご説明いたします。

一定の農地面積を有していれば、市町村の規模に関わらず市町村単独で農業委員会を設置しなければならないということになっております。

小規模な市町村にとりましては、農業委員のなり手不足、事務的・財政的な負担等の面から、委員会の運営が非常に厳しい状況にあるということで、こうしたことを踏まえて、複数の市町村で農業委員会を共同で設置できるようにしてはどうか。あるいは、農業委員会の設置基準を改正できないかというアイデアになっております。

下の対応方向です。先に結論的なところから申し上げます。事務局としては、前回審議と同様に検討を一旦1次整理で終了ということにさせていただいております。

その理由といたしましては、市町村の農業委員の選任は、市町村に係ることであって、道が国から移譲を求める権限はないということから、対応方向としては、こういう結論に至っております。

内容については、ポイントを絞って、参考資料1-1でご説明します。

1 ページ目です。「農業委員会の設置基準」というところで、農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づきまして市町村の行政委員会という位置付けになっております。

この行政委員会は、教育委員会、あるいは選挙管理委員会のようなものと同じで、各市町村なり都道府県にも行政委員会が存在しております。原則として市町村に一つ設置するというようにされております。道内の農業委員会の設置の状況は、一部例外的に設置していないところもあるのですけれども、169 の市町村にございます。これが道内の現状です。

次の 2 ページです。この農業委員会の委員については、市町村長の選任による委員、選挙による委員と大きく二つに分けられます。この選挙による委員というところが、この後の共同設置に向けてのネックになることは前回もお話し申し上げているかと思えます。

その次の 3 ページに、農業委員会の共同設置について、関係法令を載せております。共同設置自体は、地方自治法の 252 条の 7 第 1 項に規定がございまして、普通地方公共団体は、協議により規約を定め、第 138 条第 1 項に規定する委員会を置くことができるという規定がございまして。その 138 条の 4 第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関として法律の定めるところにより設置するというようになっております。

次の 180 条の 5 第 3 項のところ、市町村に置かなければならない執行機関としての委員会の中に農業委員会というものが位置付けられています。

さらに、次の 4 ページです。地方自治法の中で共同設置に関する規定をもう少し詳しく整理いたしますと、252 条の 9 に、共同設置する機関の委員の選任方法が列記されております。

第 1 項は、議会が選挙すべき選任方法による場合。第 2 項は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て選任すべき者についての規定。第 3 項は、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべき者となっています。

矢印から下のところ、農業委員のうち、先程大きく二つに分かれると申し上げましたが、市町村長による選任という部分は、第 3 項の規定が適用されるのですが、農業委員のうち選挙により選任される委員という部分において具体的な書き込みが法律上なされていないということで、農業委員会の共同設置を可能とするためには、そこに関する規定がない限りは、地方自治法の解釈上は、共同設置はできないと解されるというふうになっています。

この解説を上の方でご紹介しております。

共同設置を認めるためには、現行の規定では、公選の委員の選任手続きがなければできないということになっておりますが、2 月の 60 回目のご審議の中で、今この法律について改正する動きがあるということ。農業委員会そのものの業務の概要について具体的な説明をというお話もございましたので、このあと所管の農政部の職員に来てもらっておりますので、引き続きまして農業委員会の制度や、国の動きなどについてご説明をいたします。

(農政部農業経営局農地調整課)

農政部農地調整課です。

引き続きまして参考資料 1-2 で補足的に説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目です。今お話があったところでも説明はされていますが、農業委員会とはどういうものかということについて若干ふれさせていただきます。

農業委員会というものは、歴史的に見ますと、昭和 26 年に制定されました「農業委員会等に関する法律」により市町村に設置が義務付けられている行政委員会の一つであるということです。

農業委員会制度そのものは、昭和 26 年に制定ということでおわかりかと思いますが、戦後の農地改革から農業改革へというような歴史的な使命を受けて、それまで農地委員会、農業調整委員会、それから農業改良委員会という三つの委員会が役割を果たして農業改革に向けて進んでいたのですが、これら三つの委員会の機能を統合する形で今ある農業委員会制度が発足し、今日に至っているというような経過でございます。

農業委員会の組織と業務を見ていただきますと、農業委員会というのは、選挙に選ばれた農業委員と選任により選ばれた農業委員とで構成されているという点で、行政委員会の中でも特殊であるのかなと考えております。

資料 1 ページの下の方に所掌事務ということで法令業務・意見公表等・振興業務というふうに記載しております。農業委員会の業務の中で非常に大きなウエイトを占めている部分は、農地の権利移動についての許可ということです。具体的に、例えば、農地の売買を行ったり、賃貸借で農地を借りるとか、そういうことで権利移動を行う際に農業委員会が、農地法という法律の適用になるのですが、3 条の許可をもらうというようなことで、そういう行政処分を行うにあたって当事者の間に入って調整を行うことができます。

それから、管内色々見回った中で、農地として適正に使われていない。あるいは、耕作放棄が懸念される土地についての実態を把握して、適正に使われるように農家の方々の調整を行っていくようなことを日常されている機関でございます。

全道の農地の権利移動ですが、毎年、概ね 9 万 ha、件数にして 1 万 7 千件ほどの業務量、これを、先程お話がありましたけれども全道の 170 の農業委員会でこなしているということでございます。

2 ページ目の北海道の農業委員会の現状です。そこにございますとおり、169 市町村で 170 の農業委員会がございます。合併した際に管内が大きいということで北見市については二つの農業委員会があります。

その中で農業委員数は、全道で 2,396 人です。

この農業委員さんの活動範囲というのを見たときに、選挙で選ばれた農業委員さん一人当たりの担当耕地面積は、都府県の約 5 倍に当たります 481ha。これを一人の方が受け持つって、先程お話ししたような中で農地の権利移動等が生じた場合には、その方々の土地についての許可処分が妥当なのかどうか、受け手の方にそういう能力があるのかどうか、そういうことを審査しながら行政処分を行っていくことになります。

先程、事務局からもありましたけれども、国の農政改革の中で農業委員会の改革につい

でも触れられております。これは、後程ご説明いたしますが、一つの考え方として農業委員の半分以上を認定農業者の中から選出しようという考え方がございます。これは、本州の場合は兼業農家が非常に多いものですから、必ずしも農業に軸足を置いた方でない方々が農業委員になられるケースが多々ある。そこのところに少しメスを入れたいという考えが認定農業者という方々、これから地域の農業の中心的な担い手になっていく方というふうに理解していただければいいかと思えます。そういう人たちを半分以上入れましょうという考え方がございます。北海道は、2 ページの(2)にございますが、既に 8 割以上の農業委員会の委員さんは、認定農業者から選ばれているのが現状でございます。そういう意味では、他府県とは異なる状況にあるということでございます。

駆け足で恐縮ですが、国の農業改革の動向について若干説明をさせていただきます。

その次の資料、規制改革実施計画と、日本再興戦略改訂 2014 というのを抜粋で付けさせていただきました。新聞報道等でご承知の部分があるかと思えますが、この間の流れをお話ししておきます。この規制改革実施計画が策定される前に、今年になって 5 月 14 日に内閣府の規制改革農業ワーキンググループで、初めて農業改革に関する意見が公表されました。これは、新聞に大々的に出た内容です。農業委員会だけではなくて農協の改革についてもこの中では触れられているというものが、今年に入って、ある程度具体的な改革の方向が公になった最初の段階ではないかと思っております。

これを受けて、6 月 10 日に政府与党の改革案ということで、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」というものが決定されております。

それらを踏まえた形で、抜粋ですけれどもお手元にお配りしております規制改革実施計画と日本再興戦略の改訂 2014 が 6 月 24 日に決定されているということでございます。

規制改革実施計画は、先程の内閣府のワーキンググループ、与党が示してきた改革案とといったものをベースにして閣議決定されたものとなっております。

その規制改革実施計画は、農業委員会が今後どういうことを議題にするかということについて網羅されている内容ですので、これを見ていただきながら逐次説明をするのが一番よいのでしょうかけれども時間がございませんので、今回は農業委員会の共同設置に関する部分ということでご説明したいと思います。

4 ページの農業委員会等の見直しの 2 と 3 を見ていただければと思います。

3 番のところに農業委員会の事務局の強化という項目があります。今回、見直しについての検討が行われる運びになっております。

これは、提案の中では、農業委員会の共同設置というよりは、若干ニュアンスは違うかもしれませんが、農業委員会の事務局について複数の市町村による事務局の共同設置、それから事務局員の人事サイクルの長期化の実施などによって、業務の円滑な実施ができる体制を強化するというので、このようなことを検討していくということが示されております。

この部分につきましては、先程、地方自治法との関係で事務局からも説明がありました

けれども、農業委員会の構成員というのは、市町村ごとに選挙で選ばれた方々が構成する行政委員会という性格があったものですから、その選挙で選ばれた方々を構成員とするものの事務局について広域的に共同設置するという点については自治法上想定されていないということではできないわけなのです。今回、検討されております 2 の選挙・選任方法の見直しということで、ここで農業委員についての選挙制度を廃止するという考え方が示されております。

当然、これは法改正を伴いますけれども、選挙制度を廃止して市町村長の選任に一元化していくという見直しが検討されますので、ここでの見直し方向が具体化され、実現した場合、そのことを受けてすぐということではないのですが、今まであやふやになっていた共同設置という部分については、可能になっていくだろうというようには考えられます。それが今、国で今後動きとして検討されていく中身でございます。

6 ページの日本再興戦略改訂 2014 の中でスケジュールということでお付けしているのが、7 ページの中短期工程表です。これは、今後 10 年間の工程表ということで示されております。その②の「農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革」ということで、先程の内容についての改革を行うにあたってのスケジュールが示されております。

これから具体的な制度設計が農林水産省を中心に始まるわけですが、関連法案、法案提出が必要なものに関しましては、次期通常国会を一つの目処に作業を進めるというようなことになっております。共同設置という部分については、そういう流れの中で実現されていく場合には、この法案の中でそういう改正がなされていくであろうというような国の状況にあります。

(河西会長)

ただ今の事務局と農政部からの説明に対してご意見・ご質問がありましたらよろしくお願いたします。

前回の継続検討項目になった経緯としては、今後国の動向があるということで、今回非常に詳細な説明を受けましたが、いかがでしょうか。

(菊池副会長)

大変詳しい説明で、大変勉強になりました。

今、世間では、結構農業団体、農業委員会の設置に関しては色々な動きがあるということで騒がれていましたが、よくわかりました。

今回、提案のあった農業委員会の共同化ということは、以前にも、北海道の特徴的なことを打ち出すような、この場の議論ではないかもしれませんが、北海道らしいことというのは、おそらくあるだろうと思いながら今後の制度の成り行きをよく見ていきたいというように思いました。

今、何か言えるということは特にはないのですけれども、大変大きな流れになっているの

ですね。

ありがとうございました。

(岡田委員)

すごく詳しい説明をありがとうございます。

道民からのアイデアを見ますと、財政的な負担の面からこういう提案が出ているということですが。報酬水準を引き上げ、検討するという場合、国の報酬はどこから出ているのでしょうか。

(農政部農業経営局農地調整課)

農業委員会法の中で、農業委員会が行う業務や、農業委員の報酬について交付金で国が全額補助をしていくと規定されております。

ですから、農業委員さんの報酬に関しては、国の交付金で賄われているということになるのですが、実際、ここに書いておられますとおり、事務費の負担ということを言われていますけれども、各市町村の財政状況が厳しい中で、市町村で、どうしても持ち出しをしていかなければならない部分が生じていることは事実でございます。

今回の農業委員さんの報酬についても、この改革の中で、他の同様の委員の報酬などと比較して農業委員の報酬は安すぎるのではないかと。平均的には、月 3 万という額が言われるのですが、報酬の引き上げについても国として検討すべきであるというような規制改革の方からの話も出ておりますので、それで全て市町村が満足いくだけの措置ができるかはわかりませんが、報酬の引き上げについても今後検討されるということにはなっております。

(河西会長)

道民アイデアとしては、農業委員会の共同設置を可能にできないかということで、そもそも農業委員会に関しては市町村に関わる事項なので道が直接関与しないということですが。

それから、このような法律の改正を含めた構造改革を行っていくことによって、道民アイデアを出してくれた方の意図、共同設置に関しても構造改革の中できちんとやられて、法律上、そのような形ができるようになる。そのような方向に流れて、そして 2015 年度の半ばぐらいから順調にいけば共同設置が可能になる。

(農政部農業経営局農地調整課)

時期的には、通常国会が終わってから実際の施行というのが、なかなか、そこはこれからののですけれども、ちょうど今年が農業委員さんの通常選挙年になります。3年に1回なのですが、多くの農業委員会は、今年で3年の任期を迎えて変わるのです。ただ、来年選挙があることから、いろいろ時期がバラついているものですから、その方々の任期の途中

で制度がガラッと変わるといふときにどうしたらいいのかということも含めてこれから国が考えるということです。

実際の施行時期が、早ければ早いほうがよろしいのでしょうかけれども、まだ2015年からの特定した時期、そこは変動かなと思います。

(河西会長)

わかりました。どちらにせよ、アイデアを出してくださった方の目的は、このような全国的な流れの中で実現できるということで、あえて道州制特区の提案をせずに、今回1次整理というような提案が事務局から出されております。

(事務局)

補足をよろしいですか。

今、会長がおっしゃられたとおりなのですけれども、道に対して移譲してもらう権限がないので道州制特区としては1次整理ということなのです。後でも説明をしますが、提案募集方式というものを新しく国で始めました。市町村も提案できますので、本当に望んでいる市町村があれば、その提案募集方式を活用すれば市町村が直接国に対して共同設置ができるよという提案ができます。いずれ将来的には認められていくのでしょうかけれども、もし認められないということがあれば、そういう手法もあるのではないかとということをお付けした方がいいかと思ふます。1次整理の理由のところに提案募集方式をお付けしようかと思ふます。

(河西会長)

それでは、最初の審議案件に関しましては、1次整理ということで結論をつけさせていただきたいと思ふます。

引き続き事務局からエゾシカに関わる継続検討項目の、「エゾシカを対象としたわな猟の通年実施」と「エゾシカの現地での埋設処理」について、合わせて説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3-2と参考資料の2-1を使いまして、前回もご議論いただきましたエゾシカを対象としたわな猟の通年実施というアイデアについてご説明申し上げたいと思ふます。

参考資料の2-1につきましては、埋設処理の関係と合わせて、前回5月の委員会資料をそのままお付けしてございまして、最後に追加的な資料をお付けしてございまして。

資料3-2に基づきまして前回と重複しますがけれども、ポイントを絞りながらご説明します。

まず、アイデアの概要・背景などです。北海道におけるエゾシカの狩猟期間が、現在の

制度では一律 10 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとなっているけれども、発砲等による危険が少ないわな猟については、通年で一般での狩猟を可能とするよう規制を緩和してはどうかというアイデアでございます。

そのことによって狩猟免許の取得者を増やして、捕獲の機会が増えれば、エゾシカの適正な頭数管理に資するのではないかという趣旨での提案でございました。

事実関係の整理のところです。野性鳥獣の捕獲は、狩猟による場合と許可捕獲による場合と大きく二つに分かれます。許可捕獲には、さらに細かく分ければ有害鳥獣捕獲や、その他制度としてはさらに詳しく分かれますけれども、大きくは二つに分かれます。

それから、狩猟の免許につきましては、網猟、わな猟、第 1 種銃猟、第 2 種銃猟と大きく 4 つに分かれます。

問題となっております狩猟の期間につきましては、主に安全確保という観点から、木々が生い茂っていたり草が生えていないような季節という見通しがきく安全確保の観点から、北海道の場合は、9 月 15 日から翌年 4 月 15 日までの期間と規定されております。

さらに、環境大臣の権限で、鳥獣の保護を図る観点から狩猟期間を短く限定できるということになっておりまして、北海道の場合は、先程 9 月から 4 月までと説明しましたが、さらに国の規則の中で 10 月 1 日から 1 月 31 日までと規定がされております。

ただし、次の○印のところですが、道内で著しく数が増加しておりますエゾシカに関しましては、北海道知事がエゾシカの保護管理計画というものを定めており、そういった場合にあっては、知事の権限で捕獲する期間を延長することが可能ということでございます。ただし、その延長期間については、初めに申し上げました法律の中で定められている狩猟期間、9 月 15 日から 4 月 15 日までが上限とされております。

北海道の実際に捕獲できる期間というのを特例に基づきまして定めておりまして、エゾシカの参考資料 2-1 で申しますと、2 ページ目のところに地図がございます。地域ごとにシカの毎年の動向等を踏まえまして、毎年道が期間を設定しており、10 月 1 日から長いものでは 3 月いっぱいということで、A・B・C とありますが、G のところは西興部村の猟区という特別な制度のところ、それ以外のところにあつては 10 月 1 日から 3 月 31 日までの間で区分しながら設定をされているというのが現状でございます。

エゾシカの捕獲に関してなのですが、もう一つの許可の捕獲につきましては、いつからいつまでというような期間限定は法制上なくて、年中いつでも可能で、免許の種類に関わらず可能であるということでございます。

参考情報として 24 年度のエゾシカの捕獲数は、狩猟で、およそ 6 万 9 千頭、許可の捕獲で 7 万 5 千頭、トータル 14 万 4 千頭ということです。

その狩猟と許可捕獲のうち、狩猟による捕獲 6 万 9 千頭のうち、わな猟による捕獲は 1% で、大半は銃による捕獲というのが現状でございます。

道州制特区制度との整合性ということで、先程からご説明しております狩猟の期間というものが法律に明記されており、国に対して移譲を求める権限が存在しないということで

一旦検討を終了する形が事務局の案でございます。

付記しておりますが、わなによる通年の許可捕獲であれば、現行制度の下で可能です。

アイデアの趣旨につきましては、今日もお越しいただいておりますけれども、今後の参考として所管部にも伝えてまいります。

引き続きまして、もう一方のアイデアもご説明した上で、最後に、所管の環境生活部が来ておりますので、この後具体的な部分についてご説明したいと思っております。

資料 3-3 をご覧いただきたいと思えます。「エゾシカの現地での埋設処理」というアイデアでございます。

こちらポイントを絞ってご説明申し上げます。エゾシカが非常に増えてきて酪農の被害が拡大してきている。交通事故も増えてきているという現状がある。その中で、冬場については、エゾシカの捕獲については効率が高いのだけれども、たくさん捕れたとしても現地での埋設というものは数的な制約があって大量に処理することができないというところに不便を感じていらっしゃるという趣旨でございます。

事実関係の整理のところでは、捕獲した鳥獣につきましては、その場所に放置することは禁止されております。原則としては、捕獲物を持ち帰る。あるいは、どうしてもそれが地形的に困難な場合にあっては、露出しない程度まで埋設することなどによって適切に処理することが必要であると法律等で規制がされております。

捕獲した鳥獣は、廃棄物処理法の中では、一般廃棄物と区分されます。廃棄物処理法の運用上、捕獲物がきちんと埋設がされているのであれば不法投棄には当たりません。しっかり埋めてあればいいことになっています。

ただ、その埋設に関しましては、生活環境に影響が出ない範囲においてということが大前提でございます。廃棄物処理法の中で違法になることもあり得るということで、その違法性があるかどうかの判断をする権限は市町村長にあるという法律上の制度になっています。

支障が生じる恐れがあると認められるかどうかの判断は、市町村長の権限なのですが、もう一つ、前回からの追加で条文をご紹介しますと思えます。

参考資料の廃棄物処理関係の 7 ページをご覧ください。○印の三つ目です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の第 4 条を今回追加でつけました。この第 2 項のところでは、都道府県は、市町村に対し、前項の責務、これは一般廃棄物の適正の処理ということなのですが、それが十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるということが法律上で都道府県の責務と位置付けられているものですから、資料 3-3 に戻りまして、最後の対応方向の（案）のところでは、権限ということでは国に対して道が移譲を求める権限はないけれども、法令上、都道府県としては、市町村長の権限だから知りませんということではなくて、市町村との間で適正に技術的な援助をすることになっておりますことから、今後の施策推進の参考となるように、所管部には、こういった趣旨に

ついて伝えてまいりたいと考えております。

1次整理の方向としては、前回と変わらず一旦検討終了という事務局案です。

この後、環境生活部から許可捕獲や免許、捕ったあとの適正処理の関係について具体的な説明をさせていただきます。

(環境生活部環境局生物多様性保全課)

環境生活部生物多様性保全課です。エゾシカの現状や課題・対策など、全般的に簡単に説明をさせていただきたいと思います。

参考資料の2-2の1ページ目です。

エゾシカの捕獲数や農林業の被害についてです。上の段に明治期からの推移を参考に記載させていただいております。ご参照したいと思います。

ご覧のとおり、明治の初期に現在と同じぐらい捕獲をされていたことが見て取れると思います。当時、生息数の推定はされていなかったわけですがけれども、この捕獲数から考えますと相当数が生息をしていたと推測されています。

しかし、その後の図のとおり、非常に短期間に捕獲数が激減し、ほぼ0ということで、明治23年からは禁猟の措置が取られたところです。

当時、このように数が激減した要因というのは、諸説ありますけれども、現代では想像できないような大雪が数年続いたというようなこと。それによって身動きがとれなくなったシカを乱獲したというようなことなど、複数の要因が考えられております。

ちなみに、当時は、千歳に輸出用の缶詰工場が整備されていたという記録も残っております。

その後80年以上、エゾシカはほとんど捕獲されておられません。このことから、その間の生息数は非常に少なかったということが推測できます。

図で見てわかるとおり、昭和の後半位から徐々に捕獲数が増加して、平成に入る頃には、増加の傾向が急加速し、それに伴い農林業被害額も急増しております。

エゾシカというのは急激に増加をするという反面、数年間で絶滅寸前まで減少したという歴史もあるのが実態でございます。管理を推進していくためには、きちんと状況を把握して、状況に応じて適切な手法で対応していくことが重要であるということをご理解いただければと思います。

下の図でございます。これは、上の図の昭和の後半の部分拡大したものです。被害額と捕獲数については、若干の時間差はありますが、だいたい同じような傾向を示しています。

北海道では、平成6年度からそれまで禁猟としていました雌ジカの捕獲の規制を緩和いたしました。9年度からは、総合対策ということで様々な対策を実施しております。

その結果、被害額については、平成8年度以降、一旦減少をしております。残念ながらその後、再び増加をいたしまして、平成24年度の被害額は63億円、捕獲数は、14万4千

頭となっております。

2 ページ目に被害についてまとめております。

下に円グラフが二つ載っております。左側が振興局別の被害割合です。これを見ると、釧路・十勝・オホーツク・根室、道東地域で大半を占めておりまして、日高がそれに続いているというような実態でございます。

右のグラフについては、作物別でございます。ご覧のとおり牧草が半分以上、大半を占めているということです。

その他の被害については、下のほうに表で記載をしておりますので、ご参照願えればと思います。

次に 3 ページ目をご覧ください。ここでは捕獲頭数と生息数の実態を記載しております。捕獲頭数の合計につきましては、先程もお示しをさせていただきましたけれども、ここでは雄・雌別の捕獲数、捕獲の制度別に記載をしております。

様々なデータの集積、統計手法を駆使いたしまして、近年は、生息数を推定することが可能となってきております。

下の図は、生息数と捕獲数をグラフにしたものです。一番上の実線の折れ線グラフです。これは、全道の推定生息数を表しております。見てのとおりなのですけれども、平成 23 年度位から減少に転じているというところ です。

北海道では、エゾシカの保護管理計画を策定しており、この計画では、当面平成 28 年度までにこの生息数を 38 万頭まで減少させることを目標にしております。

この目標を達成するためには、一定の捕獲数を確保する必要があるということです。実は、エゾシカは、ハーレムを形成する動物で、雄の数が非常に少なくなっても雌の数だけ子どもが生まれるという生態を持っております。このため、特に雌ジカの捕獲を確保することが非常に重要でございます。

この資料には記載されておられませんけれども、狩猟期間の一部で雄の捕獲数に制限をかけております。それは、その分、雄に対する捕獲の努力を雌に向けてもらうためということで、北海道では雌ジカの捕獲の効率が上がるよう色々工夫をして規制緩和を行っているところであります。今の生息数の減少については、その成果が現れてきているものと考えております。

図では、捕獲数を棒グラフで表しております。捕獲に関する制度については、後程説明させていただきます。黒い部分が狩猟、白抜きの部分が許可捕獲を表しております。近年は、捕獲数の半分以上を許可捕獲、いわゆる有害駆除が占めているところでございます。

次に、4 ページでございます。今度は、実際に捕獲に携わる狩猟者の皆さんの推移を記載させていただきます。

道では、新たな狩猟者を確保するために普及啓発などをはじめとして、積極的に色々な対策を推進しております。それで何とか狩猟者の方々の減少には歯止めがかかっているというのが実態でございます。

今後も一定のエゾシカの捕獲数を確保していくためには、捕獲の効率化が非常に必要になっているということでございます。エゾシカは、冬期間越冬地に集まる習性があり、このような習性を利用して一斉捕獲をするなど、様々な取り組みを実施しております。

次に、捕獲に係る制度でございます。5 ページは、許可の制度について記載をしています。後程ご覧いただければと思います。

6 ページ目でございます。ここで狩猟と許可の違いについて記載をしてありますのでご覧いただきたいと思います。

先程も説明がありましたけれども、エゾシカを捕獲するためには、大きく狩猟、許可捕獲、いわゆる有害駆除、この二つの制度がございます。

狩猟というのは、定められた期間、北海道では、先程も説明したとおり地域によって違いますけれども、エゾシカは、一般的に10月から3月でございます。お金がかかるわけですが、この期間に北海道で狩猟を行いたいという登録をしていただければ、一部の捕獲禁止の場所を除き、狩猟免許を持っていれば誰でも捕獲ができるということでございます。

この狩猟期間以外ですとか、狩猟を禁止している場所では、一般の狩猟ができませんので捕獲の許可が必要だということで、これが許可捕獲ということでございます。

現在、先程説明したように道内のエゾシカの生息数というのは非常に過剰な水準です。このため、北海道で許可に係る基準を大幅に緩和しております。必要な捕獲に支障が出ないような体制が整っていると考えているところでございます。この度ご提案のあった、わなによる捕獲につきましても同様に規制緩和をしております。

ただ、捕獲効率ですとか、わなは同じ場所でかけますので、その持続性など課題もあるということで、先程もご説明があったように捕獲数については全体の1%となっているのが実態でございます。

7 ページから8 ページにかけましては、一般の方が狩猟免許を取得して、実際に狩猟ができるまでの流れについて簡単に記載をしています。詳細については時間の関係で説明いたしませんので、後程ご参照願えればと思います。

また、9 ページから10 ページ目にかけては、今年の3月に制定をいたしました北海道エゾシカ対策推進条例の概要について記載をしております。これも参考に添付をしておりますので、後程ご参照いただければと思います。

11 ページをご覧いただきたいと思います。今国会で国の鳥獣保護法が一部改正をされました。実際の施行については、一年後ということで、今のところ来年の5月頃と聞いております。

改正の中身について、要点だけ説明をさせていただきます。

まず、資料の改正内容の1です。題名、目的等の改正というところでございます。

今までの法律は、鳥獣の保護が目的でございました。改正後は、管理の概念が加わっております。必要に応じて生息数の減少を図ることとされております。

3 番目でございます。指定管理鳥獣捕獲等事業の創設でございます。集中的かつ広域的に管理を図る必要があるということで、環境大臣が定めた鳥獣、選定はこれからですが、今のところシカが入る予定と伺っております。北海道や国が捕獲事業を実施できるとされておりまして、その際、様々な条件はあるのですけれども、現在禁止されている夜間の銃による捕獲も可能とされたところでございます。

4 番目、認定鳥獣捕獲等事業者制度でございます。鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者、これが一定の基準に適合している場合について、その事業を実施する者は知事の認定を受けることができるとされたところでございます。

施行まで一年弱あり、具体的な基準や中身につきましては、現在環境省で検討中でございます。道としても、この辺の情報収集をしながら対応について検討していきたいと考えております。

適正処理等について、引き続き担当から説明をさせていただきます。

(環境生活部環境局エゾシカ対策課)

環境生活部エゾシカ対策課で有効活用を担当しております。引き続き適正処理の関係について説明をさせていただきます。引き続き同じ資料の 12 ページから適正処理に関する説明について順番に説明をさせていただきます。

現状と課題です。先程、お話をさせていただいたとおり、増えすぎたエゾシカによる農林業被害や交通事故、自然植生の食害等が問題となっており、平成 22 年度から 5 年間で緊急対策期間として捕獲強化に努めてまいりました。24 年度には、過去最高の 14.4 万頭を捕獲しております。

このような捕獲頭数の増加を踏まえて、新たな課題が出てまいりました。

一つが、山野における意図的な死骸の放置です。もう一つが、廃棄物の処理に伴う市町村の施設的・経費的な負担の増加という課題であります。

山野で安易に大量のエゾシカが埋設放置された場合、悪臭の発生や水質への影響の他、ヒグマの誘引などが懸念となっております。

そこで、道の取組としましては、平成 26 年 3 月に策定しました北海道エゾシカ対策推進条例に基づきまして、適正処理と有効活用の促進をすることとしております。

市町村の処理負担の軽減などを目的として、狩猟者等に対する捕獲個体の持ち帰りの啓発・指導、衛生管理の充実・販路拡大による食肉・ペットフード等への利用促進、微生物分解による減量化処理技術の普及などを進めております。

13 ページをご覧くださいと思います。捕獲したエゾシカは、食肉などとして利用する場合を除き、一般的には、各市町村の処理施設で焼却・埋め立て処分をされます。エゾシカなどの大型野性動物の処理は、施設の大きな負担となっております。そこで、微生物による減量化処理を活用しまして、短期間では分解しない骨や毛などを除く動物の筋肉などの部位を微生物により分解し、減量化する取り組みを一部の地域で行っております。好

気性分解とは、酸素が十分ある状態で微生物が有機物を分解する作用で、施設の条件にもよりますが、3日から2週間程度の間で分解をされています。

今、減量化の処理の話をしていただきましたが、各種処理形態の現状・課題ということで表にまとめさせていただきます。

処理形態で大きなものとしては、食肉の処理ということで、捕獲区分で狩猟と許可捕獲とありますが、食肉に要するのは主に狩猟のエゾシカとなっております。ペットフードにつきましては、狩猟も許可捕獲も両方あります。

右側の現状・課題という表にあります。食肉及びペットフードとしての利用には、処理施設が必要になっております。処理施設が地域に偏在しておりまして、そこに搬入するという課題もあります。ただ、やせている夏から秋の捕獲個体や、許可捕獲などで捕ったエゾシカについては食肉に適さないなどの現状があります。

その他、焼却や埋め立てというものについても処理施設が必要であり、維持管理等が必要になっております。

ただ、これに比べて減量化処理というのは、施設の設置費用が比較的安価で、堆肥盤があればかなり安く済み、なくても数百万円位で建てられると聞いております。特別な技術や資格がなくても実施が可能という特徴があります。

本日、説明は省略させていただきますが、道で手引書を参考資料として作成してありまして、各市町村の皆さんに周知させていただいております。

(事務局)

過去にエゾシカの関係がいくつか提案されており、今回改めて整理したもので資料をお付けしております。

参考資料 2-1 の 15 ページ以降になります。当時の検討の状況と、右に太枠で示しておりますのは、現時点で情勢変化があったものについて整理しております。

「エゾシカ被害の防止」という項目です。鳥獣保護区等における捕獲禁止を一定期間解除してはどうかというアイデア。

その下は、「狩猟者の育成」ということで、ライフル銃の所持免許の要件の中で、継続して散弾銃を 10 年以上所持しなければならないという条件があるのですが、これを短縮してはどうかという提案です。

その下も同じく銃の関係ですけれども、ライフル銃の所持、狩猟への使用を一定の条件の下で緩和してはどうかというものです。

ここまでで特に制度上変更があるものはないのですけれども、一番上の捕獲禁止を一定期間解除するという提案は、現行の法令でも対応が可能という整理だったので、右端のところで行きますと、市町村が特定の時期、場所で実施する一斉捕獲については、鳥獣保護区等でも可能な限り実施ができるように道としても調整しているという列記がされております。

それから、ライフル銃の所持期間の要件の短縮につきましては、獣類の捕獲を職業とする者、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲を必要とする者に対しては、通常の10年の要件が短縮されているという当時の説明でした。これについては、警察本部にも確認したところ、特に変更はないということでございます。

それから、16ページにいきます。国有林・道有林・市有林の区別なく駆除の許可を出してはどうかという提案につきましては、現行の法令で対応可能ということで、これも制度的には問題なしということでございます。

次の欄につきましては、銃の取扱い規制の緩和ということで、夜間発砲の禁止、消音装置付きの銃といったものを認めてはどうかという提案でございます。こちらにつきましては、先程ご説明があったとおり、法律の改正が一部なされておりました、夜間での銃器の使用が、27年度に施行される法律の改正によって、条件は色々厳しく、いくつかあるのですけれども、一部可能になるという予定になっております。

消音器の使用につきましては、どうしても一頭しとめても発砲した音で他の群れが逃げてしまうということで、引き続き国に対して求めていきます。

その下ですけれども、捕獲実績のあるハンターに対しては、猟銃の所持の他、更新の際の技能講習を免除してはどうか。これにつきましては、平成24年3月に法が改正されて、現状法令で可能になっております。

次は、森林管理局の職員等によるエゾシカの駆除ということです。職業・職務として国有林内のエゾシカ駆除については、知事の免許を受けることで実施は可能ということで、これも現在変更はございません。

17ページにいきます。これは、アイデア・提案があったということではなくて、既に移譲を受けた事務に関連する事務の検討ということです。道州制特区の仕組みの中で麻酔薬の使用に関する許可については、知事の権限でできるようになっているのですが、それに類似する次の事務についての移譲を受けてはどうかという検討をした経過がございます。①から③までございますけれども、これらについては、それぞれ現状では、困難というか、必要性がないということで、昨年10月にかけて審議されたものでございます。制度的にも現状変更はございません。

これまでのエゾシカに関する提案についてご説明申し上げました。

(河西会長)

それでは、ただ今の説明に関しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いたします。

(菊池副会長)

エゾシカ関係というのは、随分色々検討されてきたような気がします。

わな猟のうち、処理方法に関して、規制緩和、権限移譲に関わるものというのは、関わ

っている業者の方々が、たとえば、移動の処理施設をやりたい人が仮にいたとして、そういうものを国有林内に設置するとか。この次の段階の、このことになじむかどうかはわからないですけども、こんなことをやれたらいい、やりたいと思っている人たちが何か不自由を感じていることというのは結構ありそうな気がするのです。

興部町の施設を実際に見せていただきましたけれども、あれを見たときに林産資源の窒素がチップの中に相当入っている。それをどうやって肥料化しようかという検討したことがあるのです。

骨を焼いて、粉にして、林産肥料として使おうというときに、肥料取締法とか、処理方法や燃焼方法など、きっと色々なことが出てくる。私が見ても思うぐらいだから、そういうことを期待している事業者の方に聞いてはどうかということが一つ。

平成 22 年度の調査に私どもも関わりました、ハンターの自家消費というのが非常に多いのです。確か、六十数%あったようですが、自家消費といっても、本当にそんなに食べられないです。そこが何かのものがくるまっていると思うのです。今言われたように、廃棄物として出してしまうと、お金がかかってしまうわけです。ここに直接関わるかどうかはわかりませんが、エゾシカの行方が色々なところで不透明になっていて、その不透明さのところには不自由があるのではないかと思うのです。

そこら辺が今回の丁寧な説明の中で気になったのです。エゾシカの処理で規制緩和だったり、アイデアであったり、それこそ権限の移譲というものがあるのではないかというように感じました。

わなのこと自体は、大変よくわかりましたが、そこら辺を私も調べてみたいと思いました。

(河西会長)

菊池副会長がお話しされた中で、今、お答えできるものはありますか。

(環境生活部環境局エゾシカ対策課)

確かに自家消費、22 年度の調査で 6 割弱ぐらいあったと思うのです。今は、それよりは少し低いのかと。というのは、エゾシカ肉の需要が拡大していますので、食肉処理業者に持って行けば引き取ってくれる。もちろん、ちゃんと処理をしたものですけども。引き取ってもらったものがちゃんと流通するという形に、少なくとも平成 22 年度よりはなっています。たぶん自家消費というよりは食肉処理施設の持込みが増えていると思うのです。

もう一つは、ペットフードは、このときは 0.3%ぐらいだったと思うのです。今、大分この数も増えていると思います。先生が先程おっしゃっていた状況よりは、多少は改善されているというのが一つあると思います。

事業者さんで色々アイデアを持っているということは、我々もそう思っています。日々食肉処理事業者さんからご意見を聞いて、見えない部分は確かにあると思いますので、少

しでもそういった部分を改善していきたいと思います。

(河西会長)

そういった事業者の方々からニーズを聞き取って、菊池副会長がおっしゃったように権限移譲に結び付けられるものがあつたら、是非とも環境生活部から道州制特区の提案をいただければと思います。

前回の委員会で埋設に関して色々ご質問・ご意見をいただきました。

佐藤委員から今の説明に関してどうですか。

(佐藤委員)

特に質問はありません。

(太田委員)

感想だけ申し上げます。

主婦の立場から申し上げますと、シカ肉は、生協などで売り出していますが、大変高いのです。ペットフードも非常に高価なのです。昨今牛肉の問題などもありますので、手に入りやすくなるように何か権限移譲できないか考えております。

今後、頭数を減らしていくと、処理が増えると思うのです。エゾシカの皮を牛革に代わるもので商品化できないかということを知っているのですが、実験ですとか検証できるところが限られていて、なかなかできない。野獣臭が雨に濡れると蔓延することが問題らしいです。

私は、今自転車をつくっているのですが、エゾシカ皮のサドルをつくって北海道自転車というものをプロデュースしたいと思っています。それを考えますと、鞆や靴、大きなものでは車の内装、牛に代わるものとして色々なことに使えるので北海道ブランドは確立しやすいと思っています。その研究や商品化に関して権限移譲できるものがあるはずではないかと思っています。

(河西会長)

今の話は、どちらかというと、環境生活部の今後の事業展開の中で色々エゾシカ皮の付加価値化を進めていただければと思います。

太田委員がおっしゃっていたように、エゾシカの肉はなぜ高いのでしょうか。

普通に考えると、害になるもので、それを捕って売るのだから安くてもいいのではないかと思うのですけれども。

(太田委員)

一般の主婦も、食べたいという意識はあるのですが、牛肉よりも高いので手が出ないというのが現状です。なぜ高いのでしょうかね。

(環境生活部環境局エゾシカ対策課)

確かに価格は、同じコースでも牛と同じぐらいの値段がすることは我々も押さえていまして、非常に高いという気はします。

高い理由は色々あると思うのですが、元々の量の問題ですとか処理施設業者の数も限られていますので、そういった部分があるのかなと思います。

(太田委員)

ジンギスカンのように道民の国民食になれば。

(環境生活部環境局エゾシカ対策課)

一つ補足をさせていただきますと、家畜は効率よく生産されて単価も下がっていて、逆に家畜のほうが安いという裏返しがあります。

当然、シカを捕りに行くには、大きな車、ガソリン代を使って、一発 1,000 円くらいする弾を使って、それを処理場に持ち込むということで、非効率となっています。諸々の捕獲されて肉になるまでのコストを反映していくと、ああいう価格にならざるを得ないということです。

(河西会長)

逆に、エゾシカを集めて、そこで飼育をして食肉にするということを、建設会社さんが多角化でやっていたけど、コスト割れでうまくいかなかったケースがありましたね。

(菊池副会長)

食べて減らすのは、無理です。ここにあるように適正処理をどのぐらい効率的にやるかという話と、ちゃんと食べてこのような問題があるということを理解しながら消費者運動をするという両面だと思います。

実際には、少し前まで石油をかけて燃やしていました。あのようなことも含めて、出たあと様々な菌が使われているわけです。その菌が土壌に還元されたときにどんな効果、悪いことを及ぼすかどうか。

たとえば、土に持って行ったときの土壌に対する影響の研究、それを大丈夫だというための肥料の権限移譲とか、エゾシカの問題は、ネタとしては非常にたくさんありそうな予感のする取組みです。

情報が流通すると面白いものがあるでしょうね。

(河西会長)

今回事務局から「エゾシカに関わるわな猟の通年実施、現地での埋設処理」の二つに関

しては、一旦検討を終了してはどうかというような提案が出されていきました。今回の意見に関しては、いかがでしょうか、事務局案をお認めいただけますでしょうか。

それでは、今回の 1 次整理におきましては、この二つの案件に関しては一旦検討を終了ということにさせていただきます。

ただ、エゾシカに関しては、北海道の大きな社会問題でもあり、また今後色々なところで権限を移譲されていくようなネタの宝庫になると思いますので、是非とも現場の皆様から色々ご提案をいただいて、エゾシカで道州制特区で何か出せたらと思いますので、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、今回の検討項目の中で未審議の案件に入りたいと思います。「総合特区支援利子補給金の認定権限の移譲」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 3-4 と参考資料 3 を使ってご説明させていただきます。

アイデアの概要です。総合特区支援利子補給金の支給にあたっては、内閣府の審査を受ける必要があるが、この審査の権限を内閣府から道に移譲することにより、迅速な審査が図られるのではないかと。総合特区自体は、既に内閣府の認定を受けていることから、個別具体的な施策（利子補給等）について道に移譲することにより、迅速で地元ニーズに即した取り運びが可能となるのではないかと考えております。

事実関係の整理です。まず、総合特区制度とは、産業の国際競争力の強化及び地域活性化に関する施策を、規制・制度の特例、税制・財政・金融措置により総合的かつ集中的に推進する制度であります。

参考資料 3 の 1 ページをご覧ください。全国で指定されている総合特区の一覧となっております。道内では、国際戦略総合特区で、いわゆるフード特区と呼ばれているもの、地域活性化総合特区の札幌コンテンツ特区・森林総合産業特区といったものがございます。

次に、総合特区の支援利子補給制度とは、総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者が内閣総理大臣の指定を受けた金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、国が予算の範囲内で、指定金融機関に対して総合特区支援利子補給金を支給するという仕組みとなっております。

イメージとしまして、参考資料の 3 ページをご覧ください。

こちらは、北海道のフード特区の金融支援措置の活用状況の資料です。ここで言う金融支援というのが利子補給ということになっております。

表を見ますと、工場などの施設や施設内の設備といったものの整備に伴い金融機関から融資を受ける場合に、その利子の一部を国が補給するという仕組みとなっております。

参考資料の 4 ページをご覧ください。総合特区支援利子補給金の支給の手続きの流れとなっております。

内閣府は、事業者からの推薦の申請や金融機関の指定、金融機関との利子補給の契約に

関しての審査を行っておりまして、本件のアイデアにつきましては、この審査権限を道に移譲できないかというものとなっております。

もう一つ事実関係といたしましては、総合特区制度では、例えば、北海道及び青森県の区域など、都道府県をまたいだ特別区域の指定が可能となっております。

もう一度参考資料の2ページ、総合特区をご覧ください。2ページの一番上の9番目の「健幸長寿社会を創造するスマートウェルネスシティ総合特区」には、新潟県の市や大阪府の市が同じ特区として指定されており、都道府県間をまたいだ特区というものも総合特区の中にはございます。

こうしたことを踏まえて考えますと、一つは、総合特区の区域は北海道の区域内とは限らないということ。もう一つは、総合特区の支援利子補給というものが国の予算の範囲内で実施されるというようになっておりますので、その全国的な調整が必要ということがございます。

このため、仮に、国から道のほうに審査権限が移譲されたとしても、このアイデアを出していただいた方がおっしゃられている審査の処理期間というものは、必ずしも短縮されるとは言えないのではないかと考えております。

こうした理由から、本件については、一旦検討を終了してはどうかという方向で考えております。

(河西会長)

それでは、ただ今事務局から説明がございましたが、委員の皆様からご意見・ご質問があればどうぞよろしく願いいたします。

私から一つ質問をさせていただきます。北海道以外の都府県とオーバーラップするような形で認められるような総合特区制度だと、このような理由はよくわかります。北海道内だけで完結するものであれば、権限だけではなくて予算も移譲してもらおうということが可能になるのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがですか。

(事務局)

仮に、区域が北海道内に限定したものと考えたときに、道に審査の権限が移譲されたとしても、あくまでも道においては、中立の立場からの審査ということになりますので、その点で、どの程度迅速に審査をすることができるかということとはわからないというか、必ずしも早くなるかどうかということとは言えないのではないかと考えています。

後ろに関係法令を付けております。6ページの補給金の交付要綱を見ていただきますと、国においてもそれぞれの審査などは標準処理期間が決められており、その期間の中で事務の処理を行うとなっておりますので、仮に道に移譲されたときに、この期間が大幅に短縮するかということは、必ずしもわからないというところであります。

(河西会長)

確かに審査期間の日数を短縮化するという意味では、そのとおりだと思います。

産業政策として考えた場合、今までもいくつか類似したものが出てきて、その都度、国が行う産業振興策だから権限は移譲できないというような答えになってきたと思うのです。これも同じようなことで、国が考えている地域振興策なので、それで権限も予算も道に下せない。そのような結論が、ある種見えるでしょうか。

基本的な道州制特区の理念からすると、こういうものは是非とも権限と予算を道に下ろしてもらって、道の色々な施策の中でこのような制度を運用していくというのは、まさに道州制特区の理念と合致するようなところだと思うのですが。

(事務局)

いつもこのような問題で我々がぶつかってしまう課題というのは、北海道にいくらというものが予め枠として決まっているという場合は、そのお金と権限はセットでくださいとなるのですが、全国的な一つの枠の中でやった場合に、北海道はいくらお金をもらえばいいのかというところを、年度によって変動したり、足りなかったり余ったりということが出てくるので、国が全国的に見て調整してやっているという中で不利にならないかというところが二の足を踏むところなのです。本当は、これだけつくはずが、北海道が権限をもらっているために予算額が少なくなってしまうのではないかと。

その辺で、他の国がやる補助金などもそうなのですが、全国でいくらというものですと、競争的に全国でいいものをつけるといった場合に、北海道分ということで枠をどうやって確定するのかというところがいつもあって、そこで提案には二の足を踏んでいるという経過があります。

その辺、どうしたらいいかというところが課題であるというところなのです。

(河西会長)

道州制特区自体の大きな課題になるでしょうね。

他の委員の皆さんは、特にご意見・ご質問はないということで、事務局案通り一旦検討を終了することよろしいですか。

それでは、引き続き事務局から検討項目の二つ目、「超短波放送(コミュニティ FM)の放送免許交付に係る権限の移譲」について説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 3-5 と参考資料 4 を使ってご説明をさせていただきます。

アイデアの概要でございます。近年、地域活性化を目的としたまちづくり活動の一環として、コミュニティ FM の活用が行われており、留萌市の FM もえるなど、数多くの放送局が情報発信を行っておりまして、コミュニティ FM がまちづくり活動における情報発信の基

盤となりつつある。また、阪神大震災をはじめとした数々の大規模災害時においてもコミュニティ FM が住民への情報発信において大きな役割を果たしたところです。まちづくりや防災など、コミュニティ FM の活用方法は多岐にわたることから、地域における様々な事務を担当する道の各振興局においてコミュニティ FM の放送免許の許可事務を所管してはどうかというアイデアでございます。

当該事務を道の各振興局が持つことにより、地域の実情・目的を把握することが容易となり、放送免許の交付に係る事務処理量及び時間の軽減が期待されるのではないかとアイデアでございます。

事実関係の整理です。コミュニティ放送局とは、市町村の一部の区域において、地域に密着した情報を提供するための FM 放送局をいい、地域の特色を活かした番組や防災・災害情報を提供することにより、まちづくりへの貢献が期待されているところでございます。

参考資料 4 の 1 ページをご覧ください。関係法令とあります。無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならないとされております。この無線局というものの中にコミュニティ放送局が含まれているということでございます。

本件は、コミュニティ放送局に関する総務大臣の免許の権限を道の振興局に移譲してはどうかというものです。

参考資料 2 ページをご覧ください。こちらは、平成 22 年に全国知事会が行った国の出先機関の事務の仕分けの資料となっております。

全国知事会では、無線局の免許などにつきましては、国家的な視点から行うべき事務として国に残すとの仕分けを行っているところです。

続きまして、参考資料の 5 ページをご覧ください。こちらは、過去の道州制特区検討委員会における類似の提案の審議の状況の表となっております。

本件とは少し異なるのですが、過去にはコミュニティ放送局の放送区域の拡大や、出力増強のアイデアについて審議を行っておりますが、いずれも電波に関する事務につきましては、国の事務であるということで整理が行われております。

こうしたことを踏まえまして本件については、一旦検討を終了とすることで 1 次整理を行う方向で考えております。理由といたしましては、電波は、空間共通の伝送路として使用するため、その無線局の発射する電波が到達する範囲であれば、いずれの場所においても通信をすることができますが、同じ場所で同じ周波数、あるいは、接近した周波数を使用すると混信妨害となるなど、使用する周波数及び場所の両方からの制限が必要となることから、国外や他の地域との調整が必要となっており、国が、電波法に基づいて周波数及び電波の強さを定めているということから、一旦検討を終了してはどうかと考えております。

なお、国におきましては、行政手続きの電子化を推進しており、放送局の免許についてもインターネットを利用して、いつでも、どこからでも申請の手続きを行うことができるようになっております。そういった状況があるということは補足させていただきます。

(河西会長)

それでは、ただ今の事務局からの説明に対しましてご質問・ご意見があればよろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

私はコミュニティ放送協議会の全道会長という立場でありますけれど、コミュニティFMは、全道で26局あり、そのうち協議会に入っているのは22局です。26局の許認可を第一合同庁舎の総合通信局からもらっていて、今、そこで何か問題があるかということ、実質上ないのではないかと。かえって、スムーズではないかという気もします。

根室や稚内は、実際に札幌まで来なければいけないので非常に手間にもなりますし、直接会って話さないとわからないところも、電話やネットだけではわからないことがあります。当然、電波・エリアの図面の説明、業者さんとの交渉事、相談事があります。全て電子化ということではないのですけれども、直接の方が、逆にいいのではないだろうかというのが考え方としてあると思います。

どちらかということ、震災、有珠山噴火のときもそうだったのですけれども、あのときも臨時災害局が、市町村が免許主体として認められて、臨時災害局は、臨時ですから、ある期間限定でなくなってしまう。そういうものも含めて非常に、つくるのに追い風なのです。

もちろん、つくったあとは厳しい見られ方をしますし、許認可が決まるまでは、当然国家免許ですからある一定期間の審査をされますので、そんなに簡単なものでは決してないのですけれども。

基本的につくってはだめということではないので、申請があつたらきちんと受けて、よほどの理由がない限り、条件を満たしていればつくらせないということはない状況です。

地域特性云々についても26局しかありませんので、これが260となると総合通信局一局では相当厳しいかと思います。振興局単位であってほしいと思います。

ただ、参考資料4の5ページの第54回の放送区域の拡大というのが、この理由は納得できないと思っています。

「国内外で受発信する電波を、相互に干渉や混信を起こさずに有効かつ公平に利用する必要があることから、国が所管すべきである」というのは、そのとおりなのですが、これを理由にしてしまうと、特区そのものの考えがなくなってしまう。

何を言いたいかということ、相互に干渉や混信を起こさずというのは、北海道の場合は、概要に書いていますけれども、やたらとエリアが広くて、今、国では1自治体プラス隣隣接まで認めてくれています。隣の隣のところまで。実情、通勤圏まで、言ってしまうと、自転車で行ける範囲とか。北海道で行けるかということはあるけれども、そういう一律のルールがあります。

例えば、留萌でいくと、小平、苫前ぐらいまで実際（電波を）飛ばしたいと思うのですが、北海道では、事実上「隣接地域」しか認めてくれていないようです。事実上、これは結果論です。

ですから、北海道こそ、ある程度の人口をフォローして、災害やコミュニティづくりに役立てるというアイデアの概要そのままを受け取れば、実際コミュニティ放送の電波の届いていないところはたくさんあります。事実上、そこに会社をつくって、局をつくるということは非常に難しい。

そういうことになると、エリアの拡大というのは、道州制特区の切り口からいくと、振興局単位まで拡大というのは、もっともな理由だろうと思います。なので、その理由は、そういうふうに理解できない、納得いかないなというところでした。

それとたぶん、これは一旦検討を終了するしかないと思っているのですけれども、理由は、今急にいい言葉が出てこないのですけれども、国と同じことを言っているのだからわかっているのなら見せなければいいということになると思うのです。私も一緒に考えたいと思いますけれども、この理由ではどうかなというところがあります。

(河西会長)

そうしますと、佐藤委員としては、放送免許の交付に係る事務処理量及び時間の軽減が期待されるという部分は、あまり道民にとってメリットはないけれども、地域の実情・目的を把握することが容易となるという部分に関して、先程言った隣接の自治体、行政区域でなくてももう少し放送圏の拡大なども検討できるようにした方がいい。そうすると、この放送免許法に係る権限を道に持ってきた方がいいというようなことですね。

(佐藤委員)

過去のことが、もう一回繰り返してできるのであれば道に持ってきた方がいいという考えです。今回の整理表では、いらないです。

(河西会長)

これまでコミュニティ FM に関するアイデアは、5回の委員会で審議がされてきて、全部一旦検討を終了。一旦検討終了なので、また時期を見て状況が変わったら再び議論の場に出すということは可能です。

そのようなことで、放送区域の拡大に関して、こういう理由ではなくて違う考え方があのだというのがあれば、もう一度議論をし直すことは可能です。

(事務局)

34回の理由のところに書き足りない部分があります。

要は、エリアの拡大のところだけ権限移譲という形で、エリアのところだけもらって

ることが果たして可能なのかということなのです。国は、もっと全体的なことで管理してやっていますので、エリアのところだけ北海道がもらってきて、それを北海道の判断で広げたときに、他の部分との干渉とか、色々な問題が出たときに、どう調整するか。

(佐藤委員)

そうすると、権限移譲ではなくて規制緩和ですね。

(事務局)

規制緩和であれば、それは可能なのかなと思います。

先程、委員がおっしゃられたように、国の基本は、隣接までいいのです。北海道の場合は、事実上隣接までしか認めていないということは私どもも聞いています。室蘭・伊達のところで道も間に入って検討したのです。結構、総合通信局の方で、逆に専門家から色々なアドバイスをいただいて、結局できるようになったのです。

そういう意味では、専門の職員、知識を持った職員が道にはいないので、この仕事をもらって、しかも各振興局に置くとなると、相当ハードルが高いことは事実です。

(佐藤委員)

この理由では納得いかないというのは、仮に道州制になったとしても、この理由で国におくのだったらちょっとねという感じです。道州制になるのだったら全部北海道が取るべきでしょう。専門家も財源も一緒に。道州制特区とすると、そぐわないですね。

(河西会長)

ここ（過去の検討結果）の理由は、後から変えることはできませんので、少なくとも資料3のほうに書かれている1次整理・対応方向案に関しましては、継続案件にして次回もう一度文面を直したものを出すということは可能なのですか。

(事務局)

それは可能です。そのように変えます。

(河西会長)

他の委員の皆さん、いかがですか。

(菊池副会長)

今、十勝管内には、帯広に二つあります。どうして違う町、例えば本別町とか、そういうところできないのかなと思っています。

田舎こそ自分たちでやるイベントを帯広の住民に知らせたい。でも、おそらく飛ばない

のです。

今回の議論とは少し違うかもしれないですけども、コミュニティFMというのは、もう少し身近なところで、ある程度の人たちがわかるのが地域振興のためになるという視点があるのではないかと考えています。そうすると、ある程度力のある人が、力のある地域でやることになりますね。

こういう地方の活性化、例えば面白いものをつくりましたという話、商店街でこんなことをやっていますという話が周辺の札幌にも届くように。そういう意味ではハードルが下がって距離は飛んだほうがいいのだなという理解をしたので、何か生かせるようなものがあればいいなと思いました。

(佐藤委員)

今、ネット放送もできたので、電波が飛ばなくてもよくなってきています。

(河西会長)

今回は、専門である佐藤委員から資料 3 に出ている放送免許交付に係る権限の移譲に関しては、一旦検討を終了することも仕方ないというようなご意見でした。委員会として事務局案を了承するという事によろしいですか。

それでは、今回の放送免許交付に係る権限の移譲に関しては、一旦検討を終了させていただきたいと思います。

次に、議事の 3、議事の 4、その他とありますが。

(事務局)

差し支えなければ、残りの項目は次回にご説明させていただきたいと思います。

今、道の内部で次の提案を検討しているのですが、その途中経過のご報告なので、まだ完結していないのです。

(河西会長)

わかりました。

議事 4 の提案募集方式、これは、直接的にこの委員会に関わるようなことはないですね。

(事務局)

前回、提案募集方式を説明しました。資料 5-2 を見ていただければわかりますが、道から 2 本を提案しました。いずれも規制緩和ということで、道州制特区の提案にはなじまないという判断の下、内閣府に提出したというご報告でございます。ご承知おきください。

(河西会長)

そうすると、コミュニティFMを提案募集方式で提案するということはできますね。

(事務局)

提案募集方式の対象は、地方の事務に対しての規制の緩和なのです。コミュニティFMは道が関わっていない、国の事務ということで、提案募集方式の対象にはなりません。構造改革特区など、別の特区制度で検討することになります。

(河西会長)

わかりました。

それでは、最後の議題、その他に関して事務局から何かございますか。

(事務局)

特に項目はないのですが、次回開催日程です。

第65回の委員会は、9月中旬から10月上旬の期間で日程を調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(河西会長)

他になければ、本日は、これで終了させていただきたいと思います。どうもご協力をありがとうございました。